

令和 7 年 5 月 14 日

原案

伊賀市長 稲森 稔尚 様

だんじり会館のあり方等検討委員会
委員長 小林 慶太郎

だんじり会館のあり方等について（最終答申）

令和 6 年 9 月 20 日付け伊観第 256 号で諮問があったことについて、慎重に審議をした結果、別紙のとおり意見がまとまりましたので、委員会の総意として、最終答申書を提出します。

1. はじめに

上野天神祭のダンジリ行事は、国重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコ無形文化遺産の一つ（「山・鉾・屋台行事」）としても登録された市を代表する歴史的・文化的価値を有する行事であり、かつ、行事の3日間で15万人以上を集客する貴重な観光資源でもあります。しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化に伴う担い手の不足により、行事そのものの催行や次世代への継承が大きな課題として顕在化しており、これらへの対応は祭り町だけでなく市全体の課題として捉えるべきです。

だんじり会館は、「上野天神祭のだんじり及び鬼を保存・管理し、一般の参観に供するとともに、郷土文化の振興に資すること」を目的に、平成元年に旧上野市により整備され、現在は指定管理施設として運営されていますが、開館から35年が経ち、社会情勢や周辺環境の変化に加え、建物自体の老朽化という大きな課題に直面しています。

当委員会は、だんじり会館のあり方検討にあたり、当該施設の運営目的を、貴重な文化芸術であり地域資源でもあるダンジリ行事を将来にわたり維持・継承し、市全体の活力として生かしていくことと捉え、それらの実現に向けた課題を解決するために、市全体として何が必要かを明確にしたうえで、それらに対し行政としてどのように関与すべきなのかという観点で検討を進めてきました。

ダンジリ行事をはじめとした地域の伝統的な祭り行事は、元来、それぞれの地域で暮らす人々の生活の営みや歴史の積み重ねの中で「祭り文化」として醸成・継承されていくものです。広大かつ長い歴史を誇る伊賀市においては、その各地域において、特色ある貴重な「祭り文化」が数多く継承されており、それらは大小問わずそれぞれの歴史・文化的価値を有するものです。その点において、近年の人口減少に起因する担い手の不足と祭事の維持・継承における課題は、ダンジリ行事に限られたものではなく、当委員会において議論を重ねた本答申内容は、他の「祭り文化」のあり方や市全体の文化振興のあり方にも通じるものであると考えます。

加えて、それら「祭り文化」の維持・継承に関する行政の関与に関しても、まちづくりの全体像を見据えた上で、市内他地区の祭りや、俳句（芭蕉）などの他の文化的な取組みとのバランスも考慮し、市による文化振興策が、財政的に過大な負担となって未来の市民を苦しめないようにする必要がある事も申し添えます。

2. 「祭り文化」の振興（維持・継承）におけるあるべき姿（総論）

～核となる祭り町（主体者）、市全体及び外部との関係性（構造・概念）～

「祭り文化」を維持・継承していくためには、「内部（地元住民）の風土醸成」と「外部（観光客やお手伝い）の啓蒙」の2つの軸で考えていく必要がありますが、まずは、祭り町の人々が自らの文化を楽しみながら将来に受け継いでいくことを第一に考えるべきです。その点では、各地域のコミュニティにおける世代を超えた関係性を繋ぐ役割としての「祭り文化」の意義を、改めて重要視するべきであり、地域住民をはじめとした「祭りを主体的に担う人たち」が自ら祭りを支えるという意識を持っていただくことが何より肝要です。

加えて、市内の各地域が、それぞれの文化を互いに理解しあうことで、祭り町はもとより、多くの市民がその文化に対する誇りと愛着を持ち、市全体として大切にすべきものとして、皆が楽しみながら将来に受け継いでいくという姿を目指すべきです。

また、これらの内部（地元住民）の風土醸成には、学校教育との連携を通じて幼いころから「生活の中に文化がある」状態をより強めていくことが重要であると考えます。

行政の関与については、前述のとおり、まずは、祭り町の人々による自発的・主体的な機運が醸成されていることを前提に、それを市全体として共有することを目的として、文化振興、文化財保全、地域振興、教育、生涯学習など各部署が横断的に連携し取り組んでいくべきです。また、文化や祭りには、その姿を見てもらうことにより成立する要素もあることから、外部（地域外）への働きかけ（情報発信、観光誘客）は、行政の各部署が地域と連携して取り組むべき事の一つであると言えます。

3. ダンジリ行事の維持・継承に必要な取組（方法論）

伊賀市には様々な祭り行事がある中で、ダンジリ行事の特色は、①見物客が介在することが前提となった「魅せる行事」であること。②幕など貴重な有形文化財を有していること。③各町の異なるお囃子など無形民俗文化財のバリエーションが豊富であること。が挙げられます。また、それらの特色に起因する課題としては、①行事の規模が大きく、催行には多くの人手が必要であること、②引退幕など多様な文化財の保全に多くのコストがかかること、③お囃子などの無形文化の継承には一定の習得期間が必要であり、祭り当日だけの協力では継承されないことなどが挙げられます。

これらを鑑みると、ダンジリ行事の維持・継承に必要な取組は、以下の2点であると考えます。ただし、各町によって事情が異なるため、一方的、画一的な取組では、かえって混乱を生む可能性もあることから、祭り町との意思疎通を十分に行ったうえで、取り組む必要があります。

検討1「体験・学習機会の目的明確化と祭り町への負担配慮」

① 体験・学習機会の創出によるファンやサポーターづくり

伊賀市を好きになって移住してきた人たちをはじめとして、旧郡部の市民や子どもたちなど、広く市内外の人たちに上野天神祭を知っていただき、そのファンになっていただくことで、担い手（曳手や囃子方など）の確保につなげていくという考え方を市全体で共有することが必要です。

その上で、具体的な取組手法としては、体験型の講座、子どもたちの見学・体験、インターネット上でのバーチャルな体験、学芸員等による説明の充実など、様々な方法が考えられます。

市の役割としては、祭り町とファンやサポーターのマッチングが重要です。たまたまツテがある市民だけが担い手になれば、そうではない市民は見てのだけという状況では、公金を支出して保存振興していく文化のあり方としては、公平感が乏しく不適切だと言えます。市職員や三重大学留学生などにとどまらない、参加を希望する組織・団体の募集する仕組みづくりなど、様々な手法が考えられます。また、各町の囃子を、映像記録に残しておくことも、文化財の維持・継承という観点から必要であると考えられます。

② 有形文化財の適切な保存・管理

有形文化財の展示は、関連する文化の振興の面では重要なことですが、本来、有形文化財の保存・展示には、文化財保護の観点からそれぞれの材質や種類に合わせた適切な温度や湿度の管理が必要です。

現在、だんじり会館では、だんじり本体や、だんじり幕（引退幕も含めて）など、文化財として指定されているか否かに限らず、将来にわたり適切に保存すべき文化財が複数展示されていますが、その保存・管理状況は必ずしも最適な環境条件であるとは言えないという専門家や有識者からの指導もあり、課題も多いといえます。

一方で、特に、だんじり幕は、江戸時代から続くダンジリ行事の歴史を深く理解する上で貴重な存在であり、こうした文化財の展示を活用しつつ、祭り町と祭り町以外の市民及び市外からの来訪者との間でコミュニケーションを深め、交流を図ることは、文化の継承・発信において有用であることから、学芸員による企画展示や解説などを通じて、その歴史的背景や魅力を伝え、総合的な理解を促す工夫も必要です。

検討 2 「文化財の保全の責任と市の役割」

これらに対する行政の関与としては、有形文化財の適切な保存は、元来それらを所有する各町が責任を持って行うべきものですが、引退幕を含め、町で維持できない文化財については、市が責任を持って管理していくこともやむを得ないと考えます。いずれにせよ、文化財の保存と活用の推進には、有形・無形に限らず、一定の経費が必要であり、祭り町とその他の民間の関係者と行政との負担割合や財源確保の方策については、市全体での合意形成が求められます。

これらを総合的に鑑みると、文化財的価値のある有形資料の展示を検討する場合は、レプリカによる代替も検討すべきです。

4. だんじり会館の現状評価と改善方針

当委員会が考えるダンジリ行事の維持・継承に必要な取組に対し、現在のだんじり会館において指定管理者が実施する展示等の運営内容は、①有形文化財の適切な保存・管理がなされていない、②学芸員等による文化的・歴史的・社会的な価値の伝達・発信を十分に行えていない、③旧郡部の市民にとって縁遠い施設になっており全市民のための施設となっていない、という点に加え、祭り町関係者との意見交換によると、指定管理者と祭り町との意思疎通も不足していると考えられる点も見受けられました。これらを踏まえると、市が公共施設として現在のまま維持運営し続けることは適当であるとは言えません。

見直し改善にあたっては、施設自体のあり方ではなく、「だんじり文化」の維持・継承に必要な取組をどのように実施するかという視点で検討するべきであり、それらの取組は、他の文化振興施策と可能な限り一体的かつ有機的に行うことが望ましいと考えます。

検討3「ハード(施設)整備の必要性」

その上で、それらの機能を有する施設を考えた場合、他の文化施設への機能統合や、まちなか観光・回遊の起点と伊賀の歴史・文化の情報提供の場などの複数の機能を有した施設として整備、供用することが望ましく、施設の運営に関しては、学芸員等が核となり、それぞれの役割を担う組織・団体等が連携し、文化振興に貢献していくことが望ましいと考えます。

5. 結論

- ① 市全体でのだんじり文化の振興や、だんじり幕をはじめとした有形文化財の適切な展示及び保全など、設立当時から当該施設が果たすべき目的や機能に加え、人口減少や少子高齢化に伴う担い手の不足による上野天神祭のだんじり行事そのものの催行や継承における新たな課題への対応策として、現在市が指定管理業務として提供している行政サービスは、適切かつ十分であるとはいえません。
- ② 上記に関する改善・見直しにあたっては、当該施設の設立以降、社会情勢や周辺環境が大きく変化していることに加え、市の文化振興全体の観点から、現状の場所、役割分担及び手法に拘ることなく、今後、市が進める文化関連施設の整備検討をはじめ他の文化振興施策と可能な限り一体的かつ有機的に行うべきです。
- ③ 当該施設の建物及び所在する場所の利活用については、伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業などにより、今後、市民や市外からの来訪者の動線をはじめとした周辺環境が更に変化することを前提に、他の公共施設や観光関連施設等の機能を補完し、市民と市外からの来訪者の両方にとって有益となる方策を幅広く検討するべきです。

資料編

● だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 だんじり会館のあり方及び位置付けについて広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、だんじり会館のあり方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、だんじり会館のあり方及び位置付けに関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財の保存・活用について実務経験又は専門の知識を有する者
- (2) 行政経営・公共政策について実務経験又は専門の知識を有する者
- (3) 観光マーケティングについて実務経験又は専門の知識を有する者
- (4) 公共的団体等を代表する者
- (5) 市民からの公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業振興部観光戦略課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

だんじり会館のあり方等検討委員会委員名簿

第 1 号 実務経験又は専門の知識を有する者 (文化財の保存・活用)	福田 良彦 (副委員長)	三重県総合博物館非常 勤学芸員
第 2 号 実務経験又は専門の知識を有する者 (行政経営・公共政策)	小林 慶太郎 (委員長)	学校法人暁学園四日市 大学副学長、総合政策 学部教授
第 3 号 実務経験又は専門の知識を有する者 (観光マーケティング)	後藤 渡	株式会社リクルート Division 統括本部 旅行 Division 地域創造 部中日本グループ グループマネジャー
第 4 号 公共的団体等を代表する者	中村 晶宣	上野文化美術保存会会 長
第 4 号 公共的団体等を代表する者	菊野 善久	うえのまちまちづくり 協議会会長
第 5 号 市民からの公募による者	重藤 邦子	一般公募
第 5 号 市民からの公募による者	山口 真由子	一般公募

● 検討の背景と目的

☆ 検討の背景

だんじり会館のあり方等検討委員会は、だんじり会館が開館から 35 年以上経過し、入館者数の減少をはじめ、建物・設備の経年劣化に伴う修繕費の増大、将来予想される大規模修繕費の負担など問題を抱える中で、令和 6 年 9 月 20 日付けで伊賀市長から諮問された、だんじり会館の利用状況及び施設の現況を踏まえ、上野天神祭のダンジリ行事にかかる郷土文化の振興及び文化財保護の観点を加えた当会館の今後のあり方（方向性）について検討を行った。

☆ 検討のスケジュール

回次	開催日	協議内容等
第 1 回	令和 6 年 9 月 20 日（金）	上野天神祭のダンジリ行事及びだんじり会館の現況 意見交換 だんじり会館のあり方等の検討の方向性 だんじり会館現地視察（希望者）
第 2 回	令和 6 年 11 月 6 日（水）	あるべき（ありたい）姿の検討 他自治体の山・鉾・屋台行事関連施設の事例検討 今後のスケジュール
第 3 回	令和 6 年 12 月 23 日（月）	ダンジリ行事及びだんじり会館のあるべき姿（方向性）
第 4 回	令和 7 年 1 月 27 日（月）	あるべき姿（目指す方向性）に関する更なる議論 中間答申書案の検討 第 5 回委員会について
第 5 回	令和 7 年 2 月 25 日（火）	【第 1 部】 だんじり会館のあり方等に関する中間答申を踏まえた 意見交換 【第 2 部】 祭り町関係者との意見交換を踏まえた共通認識の確認
第 6 回	令和 7 年 4 月 18 日（金）	答申に向けた最終調整
第 7 回	令和 7 年 5 月 9 日（金）	最終答申の取りまとめ

● 施設の現状と課題

☆ 設置目的

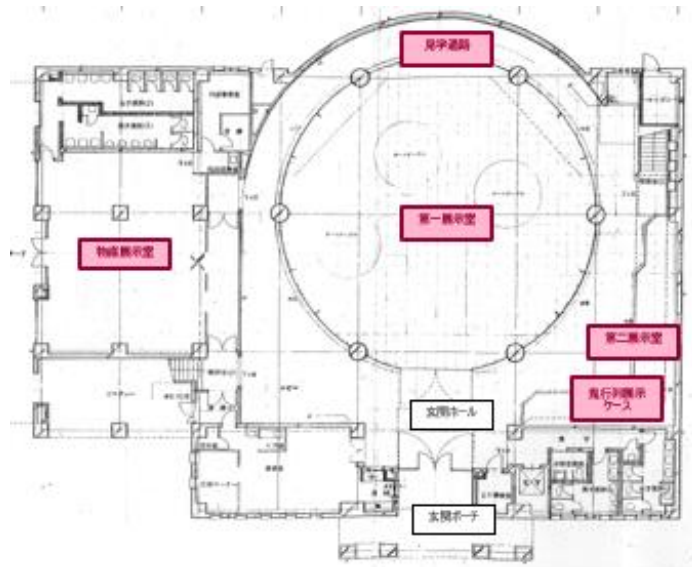
だんじり会館は、上野天神祭のだんじり及び鬼を保存・管理し、一般の参観に供するとともに、郷土文化の振興に資するため、平成元年 5 月 24 日に旧上野市が設置した。

☆ 施設の概要

所在地	伊賀市上野丸之内 122 番地の 4	
設置者	旧上野市	
開館年月日	1989(平成元)年 5 月 24 日	
総工費	16 億 2127 万 7000 円 (財源：起債、市費、寄付金 ほか)	
工期	1988(昭和 63)年 8 月 13 日～1989(平成元)年 5 月 20 日	
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	
だんじり会館	構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
	延べ床面積	1499.22 m ² (展示室 400 m ² 、収蔵庫 230 m ²)
	敷地面積	1959.73 m ²
駐車場	敷地面積	1277.93 m ²

◇ 館内図

1 階



第1展示室

実物のだんじり3基を展示(6カ月毎に入替)

だんじりの脇に、各しるしを配置し、ひょろつき鬼人形を展示

第2展示室

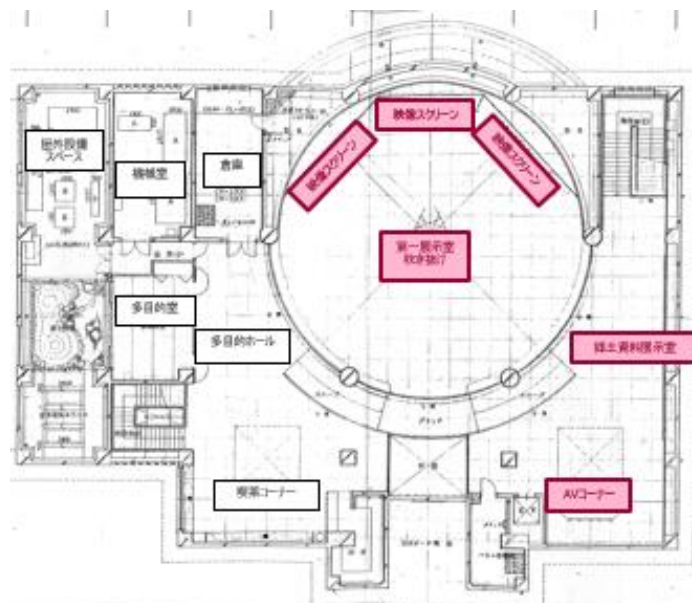
城下町上野の街の軒先を再現し、鬼行列が街並みを練り歩いている様子を展示

見学通路に各町のだんじりをパネル展示

物産展示室(伊賀上野地場産買物処)

伊賀の名産品販売

2 階



郷土資料展示室

祭りに関する文書、資料等を展示

第1展示室吹き抜け

マルチスクリーン3面で、上野天神祭の映像上映

AVコーナー

伊賀上野の風土・自然の映像上映

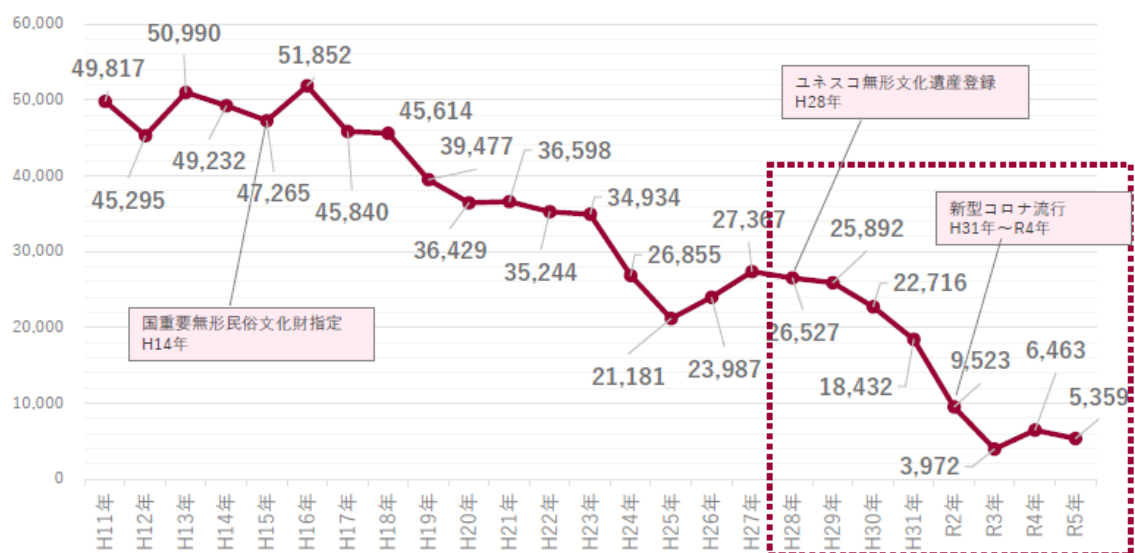


◇ 運営状況

開館時間	9時00分～17時00分
休館日	・春季だんじり入替 4月中旬日曜日 ・上野天神祭開催期間 10月25日までの直近の金土日曜日 ・12月29日～1月1日
入館料	一般 600円(500円) 中学生以下 400円(300円) ※カッコ内は団体30人以上の金額
運営主体 (指定管理者)	一般社団法人伊賀上野観光協会 (指定期間：2021(令和3)年4月1日～2026(令和8)年3月31日)
職員体制	常勤：1名(館長) 非常勤：4名(交代勤務パート職員、正規/非正規)

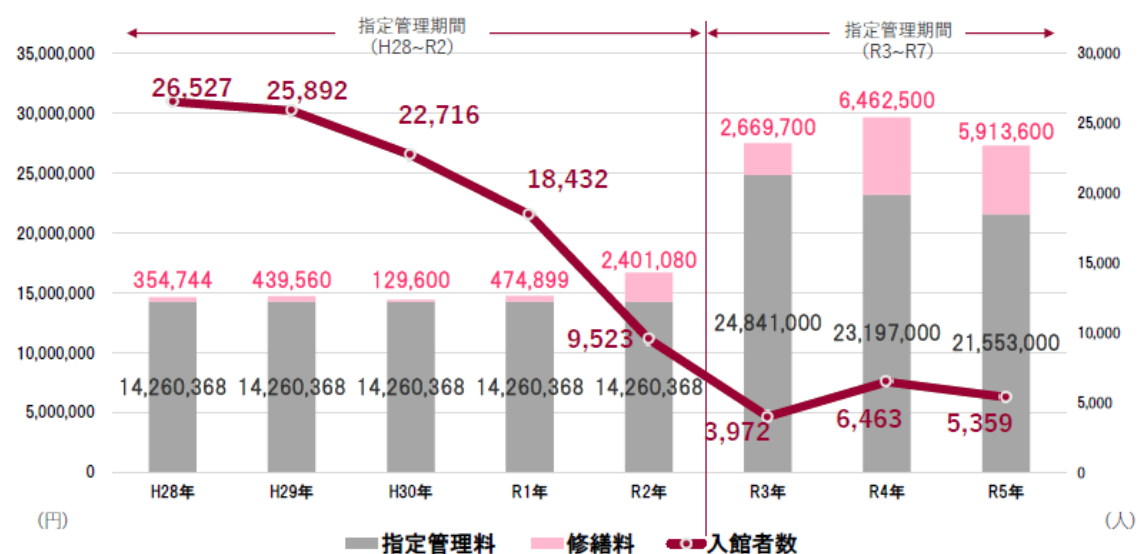
◇ 入館者数の推移(年度別)

平成11年度～令和5年度



◇ 指定管理料・修繕料、入館者数の推移

平成28年度～令和5年度



- 上野天神祭のダンジリ行事

- ✧ 行事の概要

江戸時代から 400 年以上続く、上野天神宮の秋祭りの伝統的行事。神幸祭(本祭の巡行)では、百数十体の鬼行列、9 基の楼車(だんじり)がお囃子を奏でながら城下町を巡行する。上野文化美術保存会・祭り町が中心となり催行される。



- ✧ 催行日程

元々は、10 月 23 日(宵々山)・24 日(足揃え/宵山)・25 日(本祭)を催行
2017(平成 29)年より、10 月 25 日までの直近の日曜日が本祭の開催日に変更
2024(令和 6)年は、10 月 18 日(金曜日)から 20 日(日曜日)まで開催

- ✧ 文化財

2002(平成 14)年 2 月 12 日 国重要無形民俗文化財指定

2016(平成 28)年 12 月 1 日 ユネスコ無形文化遺産登録

行事で使われる各種用具は文化財指定(祭り町所有)

供奉面(鬼面) 県指定：24、市指定 13

だんじり金具 県指定：24

だんじり見送幕 県指定：1

だんじり前幕 市指定：1

2003(平成 15)年度より、国・県・市の補助を受けて復元新調事業を実施



真 蛇 (悪鬼)
江戸時代中期 作者不明



● だんじり会館条例

(設置)

第1条 上野天神祭のだんじり及び鬼を保存・管理し、一般の参観に供するとともに、郷土文化の振興に資するため、だんじり会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 会館は、伊賀市上野丸之内122番地4に置く。

(管理)

第3条 会館の管理及び運営は、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(開館時間)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 12月29日から翌年1月1日まで

(利用料金)

第5条 市長は、前条の規定により指定管理者に会館の管理及び運営を委託する場合、会館の参観及び使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、会館を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について市長の承認を得なければならない。その額を変更するときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。ただし、伊賀上野地場産買物処等に係る利用料金については、市長は特別の事由があると認めたときは、当該利用料金の5分の4を限度として減免することができる。

(利用料金の還付)

第7条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(使用許可)

第8条 会館の伊賀上野地場産買物処等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、会館の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用する権利を譲渡することができない。

(参観及び使用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、参観者及び使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の参観又は使用の許可を取り消し若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は展示物若しくは備品等をき損又は汚染するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上、支障があると認めるとき。

(4) その他指定管理者において不適当と認めるとき。

(造作等の制限)

第11条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終了したときは、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 参観者又は使用者は、施設又は展示物若しくは備品等を故意又は過失により滅失、き損又は汚染したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の参観及び店舗等の利用に関する業務
- (2) 展示物及び収蔵品の管理に関する業務
- (3) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務
(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して5年間とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、だんじり会館条例（平成13年上野市条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月28日条例第86号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のだんじり会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年7月1日条例第13号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係） 【掲載省略】